

平成30年9月定例会（前半）報告

大阪維新の会大阪府議会議員団

◆ 9月定例会(前半)が終了(10月24日)

◎災害復旧に130億円 松井知事提出の補正予算案が可決

大阪府北部地震、集中豪雨、台風21号の被災者等に府が支援を行います。

◎健康づくり推進条例を制定 全国で8番目

我が会派の提案を受け、今議会において、健康づくり推進条例が制定されました。府民の健康教育の充実や食生活の改善などを定め、オール大阪体制による健康づくりを推進します。

◎「大阪府子どもを受動喫煙から守る条例案」 継続協議中

社会の宝であり未来の希望である子どもを、大人や社会が受動喫煙から保護することを目指し、我が会派が提案している「大阪府子どもを受動喫煙から守る条例案」は、12月の後半議会における全会一致での成立に向け、府議会の政務調査委員会において、継続して文案調整などの協議が行われています。

◎意見書案は5件が可決されました

- ・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- ・私学助成の充実に関する意見書
- ・ギャンブル等依存症対策の強化についての意見書(維新提案)
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の学校配置に要する費用の国庫負担拡充を求める意見書(維新提案)
- ・キャッシュレス社会の実現を求める意見書

なお、我が会派が提案していた「私立学校園に対する災害復旧にかかる補助制度の創設を求める意見書」と「大規模停電時の関西電力の危機管理体制に関わる意見書」は、他会派の賛同が得られなかったため、取り下げとなりました。

◆ 9月定例会の後半戦が12月10日(月)から始まります！

◎維新府議団は、次の意見書案を提出します。

- 1.将来に安定した地方税財政制度の構築に向けた抜本的改革を求める意見書(案)
- 2.防災・減災に資する治水施設整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書(案)

◎維新府議団の一般質問

後半戦では、維新から6人の議員が本会議一般質問に立ちます。

12月13日(木)

- ① 徳村さとの議員(大阪市鶴見区)
- ② 富田武彦議員(大阪市東住吉区)
- ③ 中野稔子議員(堺市東区及び美原区)

12月14日(金)

- ④ 久谷真敬議員(大阪市北区)
- ⑤ 鈴木憲議員(富田林市、大阪狭山市及び南河内郡)
- ⑥ 今井豊議員(貝塚市)

将来に安定した地方税財政制度の構築に向けた 抜本的改革を求める意見書（案）

現在、国において平成 31 年度税制改正の議論が大詰めを迎えています。その中で「地方法人課税の偏在是正」及び「車体課税の見直し」が大きな争点となっています。

「地方法人課税の偏在是正」については、先般、総務省検討会の報告書が示されました。その中で、平成 20 年度に法人事業税の一部を国税化し、地方譲与税として配分し直す暫定措置として創設され、平成 28 年度に消費税が 10%になった段階で廃止し全額事業税に復元することが決定されていましたが、新制度でも同様の仕組みを恒久化するものとなっており、本府には大幅な減収が見込まれる内容となっています。

大阪は、日本初開催となる G20 サミット、持続的な経済成長のエンジンとなる IIR の立地、2025 万博など、更なる成長に向けた取り組みを行っているところですが、多額の減収は地方の施策推進に大きな支障となるだけでなく、南海トラフ巨大地震対策など 880 万府民の安全・安心のためのインフラ整備、増大する社会保障施策や教育関連施策にも大きな影響を及ぼすもので、断じて容認できません。

また、「車体課税の見直し」については、環境対策の推進等様々な行政課題に的確に対応する観点から、自動車の保有に係る税負担の軽減を図るため、自動車税の税率軽減などを求める内容となっていますが、地方にとっては交通安全施設の整備等の貴重な財源であることから、代替財源が示されないまま一方的に見直すことは、地方財政に多大な影響を与えるものであり、これも断じて容認できません。

近年、法人住民税の一部を国有化する地方法人税の創設や、地方消費税の清算基準の見直しなど、都市部に大幅な減収をもたらす税制改正が相次いで行われていますが、このような度重なる改正は、地方自治体の計画的な財政運営に必要な予見性を損なうのみならず、成長に向けた投資や改革努力・意欲が失われ、日本の成長や安定した住民サービスの提供への大きな支障を及ぼすものです。

以上のことから、真の地方分権の実現に向けて、場当たりの改正を繰り返すのではなく、将来的に安定した地方税財政制度の構築に向け、抜本的な改革を行うことを求めます。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

大阪府議会

意見書案 第 号

防災・減災に資する治水施設整備促進のための財源確保等 具体的な対策を求める意見書（案）

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発し、本年も、6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、9月の台風第21号等により、全国的に多くの被害が発生した。

府域においては、7月豪雨では、寝屋川流域における貯留施設が効果を発揮し、観測史上最高の潮位を記録した台風第21号では三大水門等の閉鎖により、被害を防ぐことができた。また、大阪府北部を震源とする地震では、震源地に近い大阪府北部地域において最大震度6弱を観測したが、これまで着実に取り組んできた広域緊急交通路の道路橋耐震化などの対策が一定の効果を発揮し、公共土木施設の大規模な被害は発生しなかった。

しかしながら、今後も気候変動の影響による水害・土砂災害や、南海トラフ地震の発生など、大規模災害が懸念される。

このため、災害発生時の被害軽減につながる治水施設の整備や道路の防災対策を推進していく必要があるが、防災・減災対策のための交付金が減少している現状があり、今後必要な地震・津波対策、治水対策、高潮対策等の施設整備について、現在の財政制度の中で推進していくことが難しくなっている。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震に備えた「事前防災」の観点により、対策に必要となる予算総額を確保するとともに、財政的支援措置を講ずること。
- 2 緊急かつ重点的に推進する必要がある大規模治水施設（地下河川）など、抜本的な治水対策を短期集中的に実施するための財政支援措置を講ずること。
- 3 継続的に通水断面を確保するため、今後計画的に実施する河川の堆積土砂対策について、地方債の充当が可能となる措置をとると共に、当該地方債へ交付税が充当されるように既存制度の拡充等を行うこと。
- 4 上記に加え、平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災対策を計画的に推進するため、地震・津波対策、治水対策、高潮対策等に必要な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

大阪府議会議長